

苫東立地企業製品等 展示コーナーの設置について

(H15.12.11)

• 苫東立地企業製品等展示コーナーの設置について

- 苫東立地企業懇話会に加入する立地企業及び公的機関(以下「立地企業」という。)の製品及び研究開発成果等を、株式会社苫東(以下「当社」という。)の来訪者に紹介・宣伝するため、苫東立地企業製品等展示コーナー利用規則を定め、当社内に「苫東立地企業製品等展示コーナー」(以下「展示コーナー」という。)を設置することにしました。利用方法は下記のとおりですので、お気軽にご利用ください。

• 設置場所等

- 当社玄関ロビーのガラス製陳列ケース 2台
- ケースの規格:奥行き(上部45cm、下部52cm)、幅180cm、高さ68cm(仕切板2枚)

• 展示品

- 展示コーナーへの展示品は、原則として、苫東地域内で製造または主な加工が行われたものとしします。
- ただし、変質しやすいもの、取扱いに特別な資格等を要するもの、ケースに収用しきれないもの等、一般的な展示に適さないものはご遠慮ください。

• 展示期間

- 展示期間は、原則として6ヶ月間とします。
- ただし、展示スペースに余裕があり、かつ、新たな展示申し込みがない場合においては、継続して展示できることとします。

• 展示品の収集及び選定

- 展示コーナーの利用を希望する場合は、別紙「苫東立地企業製品等展示コーナー利用申込書(以下「利用申込書」という。)」に必要事項を記入の上、事前に当社営業部に申し込んでください。
- 展示希望が多数の場合は、当社が展示品の選定及び展示順を決定させていただきます。

• 展示品の展示

- 展示品は、展示期間中は、当社が管理し、提出された利用申込書を、展示品リストとして展示コーナーに備え付け、来客の方々がご覧になれるようにします。

• 展示品の返却

- 展示期間を終了した展示品は、返却いたします。

• その他

- これら以外の事項については、ご相談の上、決定させていただきます。